

毎週火、金曜に発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県職員住宅管理規程の一部改正
- ◇告示 指定医療機関の廃止
- 医療機関の指定
- 指定医療機関の廃止
- 医療機関の指定
- 指定医療機関の変更
- 牛の流行性感冒予防注射の実施
- 豚コレラ予防注射の実施
- 土地改良事業計画書の縦覧

訓令

鳥取県訓令第四号

本庁内部部局

甲類 附属機関
地方機関

鳥取県職員住宅管理規程（昭和二十八年九月鳥取県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

昭和三十七年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表中

- 一〃 東鉄八号 〃 八〇〇円を
 - 一〃 東鉄八号 〃 八〇〇円
 - 〃 東鉄九号 〃 六〇〇円
- に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十七年五月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第三百六十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、指定医療機関から次のとお

昭和三十七年六月二十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十七年七月三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

東伯郡大栄町役場

鳥取県告示第三百七十四号

昭和三十七年一月三十日付けで賀露町土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(かんがい排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十七年七月三日から二十日間とする。

二 縦覧場所

鳥取市賀露町 賀露土地改良区事務所

鳥取県告示第三百七十五号

昭和三十七年五月一日付けで米子市富益町 足立実三ほか十五人の者から申請のあつた米子市富益町北口土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十七年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(一) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十七年七月三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

米子市役所